

第2期 寒河江市役所
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6年3月改定
寒河江市

目次

第1章	実行計画策定の背景	
1	地球温暖化問題及び国内外の動向	1
2	地球温暖化を巡る寒河江市の動向	2
第2章	排出量の推移・計画改定の趣旨	
1	これまでの実行計画の策定経緯及び概要	3
2	排出量の算定範囲及び算定方法	3
3	排出量の推移	4
4	社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標と推移	5
5	実行計画の改定方針	6
第3章	基本的事項	
1	実行計画の目的	7
2	実行計画の対象範囲	7
3	実行計画の対象とする温室効果ガス	8
4	実行計画の基準年度・計画期間	8
5	実行計画の位置づけ	9
第4章	温室効果ガスの削減目標	
1	目標設定の考え方	10
2	基準年度	10
3	基準年度の温室効果ガス排出量	10
4	温室効果ガス総排出量に関する数値目標	11
5	社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標	12
第5章	温室効果ガス削減に向けた取組	
1	目標達成に向けた取組の基本方針	13
2	具体的な取組事項	13
第6章	実行計画の推進・点検及び公表	
1	推進体制	18
2	実施状況の点検評価	18
3	推進状況の公表	18
4	実行計画作業フロー	19

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題及び国内外の動向

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

政府は、1998（平成10）年に制定した地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）において、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題とされ、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることを明記しています。

また、2021（令和3）年10月に閣議決定された「気候変動適応計画」では、気候変動による影響のうち、我が国において重大性が特に大きく、緊急性と確信度が高いと評価された事項として、「水稻」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の16項目が挙げられており、具体的には、一等米比率の低下が予測されていること、短時間強雨の発生頻度の増加、大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されています。同計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し、推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年にフランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が挙げられ、世界各国や各都市がカーボンニュートラルの達成に向けた長期目標を表明しています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国の動向

政府は、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これは、パリ協定の採択を受けたもので、2050年までに温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計を実質的にゼロにすることを意味するものです。

また、2021（令和3）年3月には地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、同年4月には、「2030（令和12）年度までに温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」とする目標を表明しました。この実現に向けて、同年10月の第6次エネルギー基本計画の策定や地球温暖化対策計画の改定といった関係法令等の整備が行われました。省エネルギーの追求や国民負担の抑制と地域との共生を図りながらの再生可能エネルギーの積極的な活用等が示されています。

(4) 地球温暖化対策を巡る県の動向

山形県では、2020（令和2）年8月に開催された全国知事会「第1回ゼロカーボン社会構築プロジェクトチーム会議」において、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行い、2021（令和3）年3月に策定した「第4次山形県環境計画」では、「ゼロカーボンへのチャレンジ」をテーマに掲げ、ゼロカーボン社会の構築、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の構築を目標としています。

さらに、2022（令和4）年2月に、県民・事業者等が2050年カーボンニュートラルの実現に向けて今後主体的に行う取組をまとめた「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」を策定し、同年4月から「～みんなの地球（あす）のためのチャレンジ！～カーボンニュートラルやまがた県民運動」を展開しています。

2 地球温暖化を巡る寒河江市の動向

寒河江市では、2012（平成24）年に、子どもからお年寄りまで全ての人が住みやすく豊かで潤いのある寒河江市を創造するために「寒河江市環境基本条例」を制定し、この条例に基づく本市の環境施策を推進するため、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする「寒河江市環境基本計画」を策定しました。

その後、2022（令和4）年に、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す「寒河江市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化対策の加速化や気候変動への適応の必要性など、エネルギー政策に関する国際的動向や国の動向を踏まえ、寒河江市環境基本計画の計画期間を1年前倒しし、新たに2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とする計画を策定しました。同計画では、基本目標1として「ゼロカーボンシティを目指すま

ち（脱炭素社会）」の実現を目指し、基本施策や市の取組、市民、事業者に期待される取組を明記し、目標の実現を図っています。

第2章 排出量の推移・計画改定の趣旨

1 これまでの実行計画の策定経緯及び概要

寒河江市では、2012（平成24）年に「（第1期）寒河江市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、2018（平成30）年5月に同計画を「第2期寒河江市役所地球温暖化対策実行計画」（以下「第2期計画」という。）に改定しました。第2期計画では、基準年度（2013（平成25）年度）と比較して最終年度（2030（令和12）年度）の温室効果ガス総排出量を38.9%以上削減することを目標に努めてきました（表1）。特に、総排出量の約99%を二酸化炭素が占めていることから、その発生源である電気、庁舎燃料及び車両燃料の使用に伴う排出量の3項目について、個々に削減目標を設定しています。

表1 第2期計画における種類別温室効果ガス削減目標

温室効果ガスの名称	基準年度（2013（平成25）年度）		目標（2030（令和12）年度）	
	区分	二酸化炭素 換算排出量	削減率	削減量
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気	6,483 t	40%以上	2,593 t 以上
	庁舎等燃料	2,414 t	40%以上	965 t 以上
	車両燃料	150 t	28%以上	42 t 以上
メタン（CH ₄ ）		86 t	12.3%以上	11 t 以上
一酸化二窒素（N ₂ O）		179 t	6.1%以上	11 t 以上
ハイドロフルオロカーボン 類（HFC）		1 t	0%以上	0 t 以上
計		9,313 t	38.9%以上	3,622 t 以上

2 排出量の算定範囲及び算定方法

第2期計画では、本市が行う全ての事務事業を対象とし、排出係数は、計画の実施状況の評価、把握等を行うため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定められた係数（基準年度（2013（平成25）年度）の排出係数）を固定して使用しています。

3 排出量の推移

第2期計画期間の2017（平成29）年度から2022（令和4）年度の温室効果ガスの排出量の推移は、図1のとおりです。

第2期計画では、基準年度（2013（平成25）年度）より実行計画の最終年度である2030（令和12）年度の温室効果ガス総排出量を38.9%以上削減することを目標としています。市立病院の病棟の一部閉鎖に伴う重油と電気使用量の減少や、浄化センターの事務室移転に伴う電気使用量の減少により、2019（令和元）年度に排出量が大きく減少しましたが、その後は横ばいの状況が続いています。

また、種類別温室効果ガスの2022（令和4）年度までの実績値は、次のとおりとなります。

- (1) 電気の使用に伴う排出量40%以上の削減目標は、2019（令和元）年度の記録的な暖冬及び2020（令和2）年度のコロナ禍を受けた事業の中止等に伴い、一時的に排出量は減少しましたが、事業等の見直しや冷暖房等の電気使用機器の増加に伴い、5.2%の増加となりました。
- (2) 庁舎等燃料の使用に伴う排出量40パーセント以上の削減目標は、庁舎等の冷暖房設備の更新に伴い、39.9%削減されました。
- (3) 車両燃料の使用に伴う排出量28%以上の削減目標は、低燃費車の導入等により12.7%削減されました。

図1 基準年度の排出係数に基づく排出量 (t-CO₂)

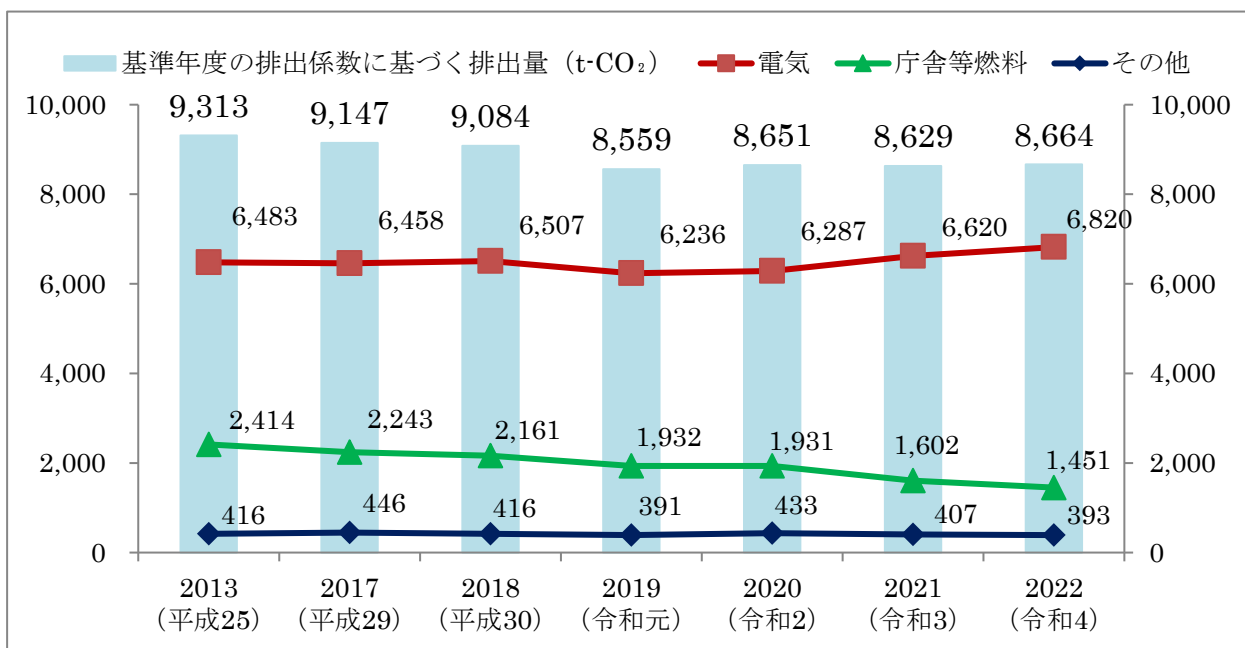
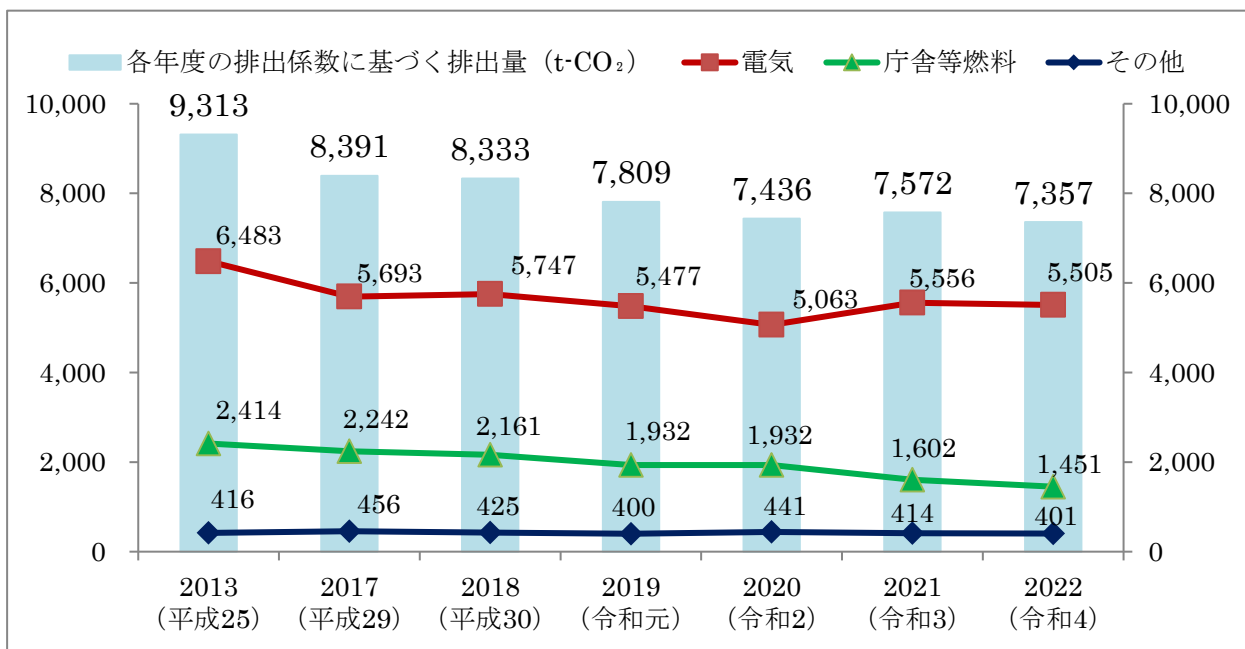


図2 各年度の排出係数に基づく排出量 (t-CO₂)



4 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標と推移

本市の事務事業の「温室効果ガス総排出量」の削減に直接的にはつながりませんが、社会全体として削減される措置についての目標として、水使用量、紙使用量の2項目についても削減目標を設定しています(表2)。2022(令和4)年度においては、基準年度よりも水使用量が4.2%削減、紙使用量が5.8%削減されました。

表2 第2期計画における水使用量、紙使用量削減目標

項目	基準年度（2013（平成25）年度）	目標（2030（令和12）年度）	
	使用量	削減率	削減量
水使用量	169,472 m ³	18%以上	30,505 m ³ 以上
紙使用量	10,776,469 枚	18%以上	1,939,765 枚以上

※紙使用量は、使用頻度の高いA3、A4、B4、B5の4種類の合計枚数を対象とします。

5 第2期計画の改定方針

「寒河江市ゼロカーボンシティ宣言」や「寒河江市環境基本計画」の改定を受けて、数値等を見直し、計画を改定するものです。

第3章 基本的事項

1 実行計画の目的

この計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定により策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として位置付けるものです。

寒河江市の事務事業や施設等の運営に伴って排出される温室効果ガスの削減の実現に向けて、省エネルギー・省資源行動を遂行し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献するとともに、職員自らが環境に配慮した行動を率先実行することにより、取組の全市的な普及に努めることを目的とします。

2 実行計画の対象範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

寒河江市が行う全ての事務事業とします。

(2) 対象とする施設等の範囲

指定管理者制度導入施設を含む寒河江市の全ての施設等とします（表3）。

(3) その他

実行計画の運営にあたっては、市民サービスの維持に留意します。

表3 実行計画の対象とする施設等の一覧

管理者	施設等
寒河江市等	市役所本庁舎、総合福祉保健センター（総合子どもセンターを除く。）、文化センター、南部地区公民館、柴橋地区コミュニティセンター、西部地区公民館、西部地区体育館、西部地区多目的運動広場、市立図書館、郷土館西村山郡役所、水道事業所、浄化センター、市立保育所、市立小学校、市立中学校、市立病院、市消防ポンプ庫、街路灯、市駐車場等
指定管理者	田代地区多目的交流館、中心市街地活性化センター、技術交流プラザ、市民浴場、チェリーランド、さくらんぼ会館、トルコ館、いこいの森、二の堰親水公園、最上川寒河江緑地、寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江駅正面口駐輪場、寒河江駅南口駐輪場、慈恩寺第1駐車場、慈恩寺第2駐車場、葉山市民荘、老人福祉センター、屋内ゲートボール場、総合子どもセンター、市立にしね保育所、市体育施設（西部地区体育館及び西部地区多目的運動広場を除く。）、屋内多目的運動場、寒河江公園、慈恩寺テラス

※市営住宅は、入居者の生活に伴う施設であることから、対象外とする。

3 実行計画の対象とする温室効果ガス

実行計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する7種類のガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）の4種類とします（表4）。

なお、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）は、本市の事務事業からの排出が見込まれないことから、実行計画の対象から除きます（表5）。

表4 実行計画の対象とする温室効果ガス

種類	温室効果ガスを発生する活動
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料（ガソリン、灯油、ガス等）の燃焼 ・電気の使用 ・一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却
メタン (CH ₄)	・自動車の走行 ・湯沸器、こんろ、暖房機等による燃料の燃焼 ・浄化槽の使用 ・焼却される一般廃棄物
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・自動車の走行 ・湯沸器、こんろ、暖房機等による燃料の燃焼 ・浄化槽の使用 ・焼却される一般廃棄物
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	・自動車によるカーエアコンの使用 ・冷蔵庫の冷媒 ・エアゾール製品の噴射剤

表5 実行計画の対象としない温室効果ガス

種類	温室効果ガスを発生する活動
パーフルオロカーボン類 (PFC)	・半導体等製造用や電子部品などの不活性剤として使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	・変電設備に封入される電気絶縁ガス ・半導体等製造用として使用
三ふっ化窒素 (NF ₃)	・半導体等製造装置用クリーニング剤として使用

4 実行計画の基準年度・計画期間

国の地球温暖化対策計画に即し、実行計画の基準年度は2013（平成25）年度とし、計画期間は2023（令和5）年度から2030（令和12）年度とします。

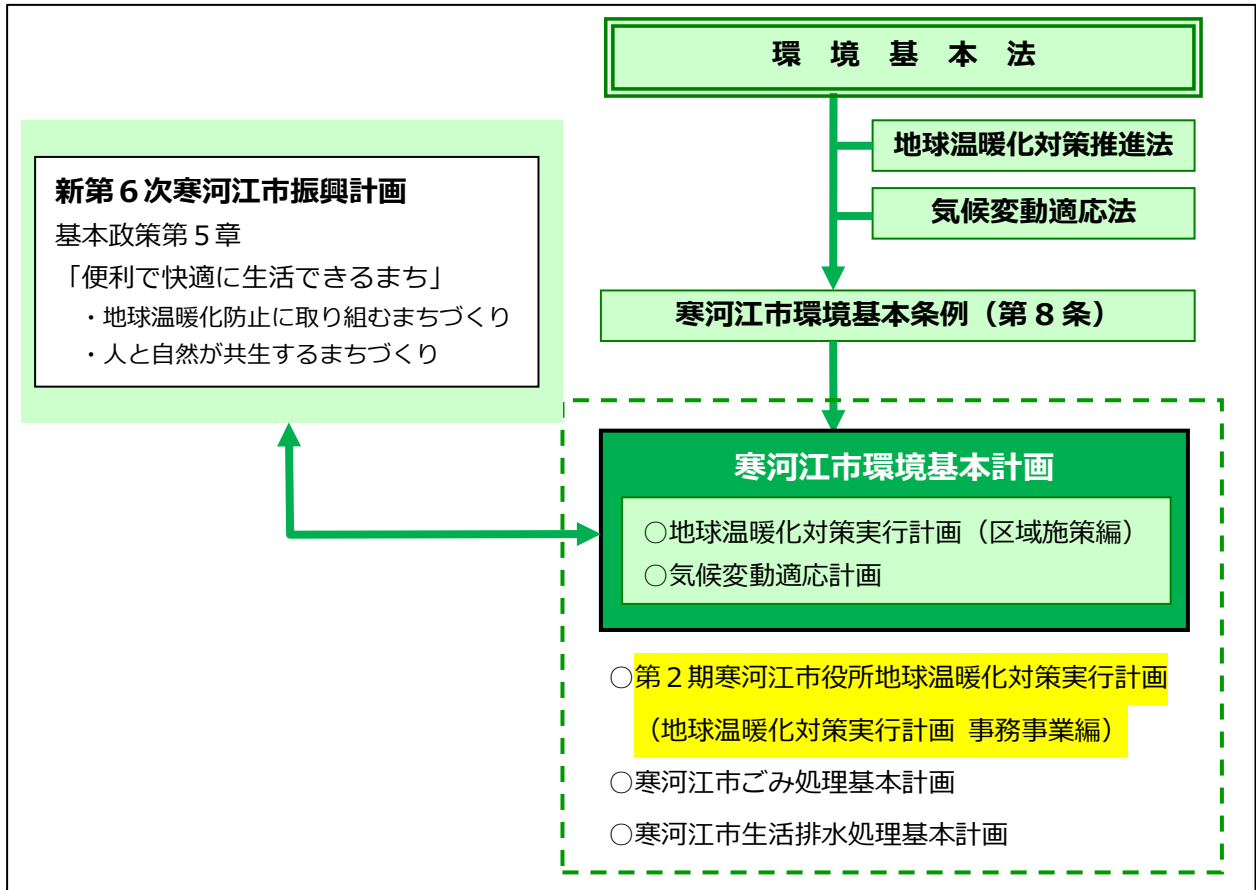
また、実行計画で定めた目標や措置の進捗状況、地球温暖化対策の国内外の情勢の

変化、本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、2028（令和10）年度に計画改定の必要性（一部改定・全部改定）を判断し、必要に応じて実施するものとします。

5 実行計画の位置づけ

実行計画の位置づけは、図2のとおりとなります。

図2



第4章 温室効果ガスの削減目標

1 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画で掲げられた2030（令和12）年度の削減目標に即しながら、目標を設定します。

2 基準年度

国の地球温暖化対策計画に即し、実行計画の基準年度は2013（平成25）年度とします。

3 基準年度の温室効果ガス排出量

(1) 基準年度の種類別温室効果ガス排出量

寒河江市の基準年度（2013（平成25）年度）における事務事業による温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で9,313 t-CO₂で、二酸化炭素が温室効果ガスの約97%を占めています（表6）。

表6 基準年度（2013（平成25）年度）の種類別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの名称	区分	排出量 (t)	二酸化炭素換算	
			排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	電気	6,483.00	6,483	69.61
	庁舎等燃料	2,414.00	2,414	25.92
	車両燃料	150.00	150	1.61
	小計	9,047.00	9,047	97.14
メタン (CH ₄)		4.09	86	0.92
一酸化二窒素 (N ₂ O)		0.58	179	1.93
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)		0.001	1	0.01
計			9,313	100.00

(2) 基準年度の要因別温室効果ガス排出量

基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガス総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が69.61%を占め、次いで庁舎等燃料の使用

に伴う排出、下水・浄化槽の処理等に伴う排出、車両燃料の使用に伴う排出、自動車の走行に伴う排出の順となっています（表7）。

表7 基準年度（2013（平成25）年度）の要因別温室効果ガス排出量

項目	単位	使用量等	二酸化炭素換算		
			排出量(t-CO ₂)	割合(%)	
電気の使用	kwh	10,968,931	6,483	69.61	
庁舎等燃料の使用	灯油	ℓ	348,946	2,414	25.92
	A重油	ℓ	508,091		
	LPG	kg	54,288		
	都市ガス	Nm ³	2,255		
車両燃料の使用	ガソリン	ℓ	34,900	150	1.61
	軽油	ℓ	26,751		
下水（終末処理場）・浄化槽の処理等	下水	m ³	3,147,513	258	2.77
	浄化槽	人	2,137		
	放牧牛	頭	28		
自動車の走行距離	km	463,598	4	0.05	
カーエアコンの使用	台	100	1	0.01	
笑気ガス（麻酔剤）の使用	kg	8	3	0.03	
合 計			9,313	100.00	

4 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

地球温暖化対策計画における2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標は、（2013（平成25）年度比）は、業務その他部門に相当するエネルギー起源CO₂排出量（電気、庁舎等燃料の使用）が51%、運輸部門に相当するエネルギー起源CO₂排出量（車両燃料の使用）が35%、CH₄排出量が11%、N₂O排出量が17%です。

これらに基づき基準年度の二酸化炭素排出量と比較した削減量を計算すると、削減率は約49.7%となることから、「寒河江市環境基本計画」の市域の削減目標に合わせ、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減率（2013（平成25）年度比）の目標を**50%**とします。（表8）

表8 実行計画における種類別温室効果ガス削減目標

温室効果ガスの名称	基準年度 (2013 (平成 25) 年度)		目標 (2030 (令和 12) 年度)	
	区分	二酸化炭素 換算排出量	削減率	削減量
二酸化炭素 (CO ₂)	電気	6,483 t	51%以上	3,315 t 以上
	庁舎等燃料	2,414 t	51%以上	1,240 t 以上
	車両燃料	150 t	35%以上	62 t 以上
メタン (CH ₄)		86 t	11%以上	9 t 以上
一酸化二窒素 (N ₂ O)		179 t	17%以上	31 t 以上
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)		1 t	0%以上	0 t 以上
計		9,313 t		4,657 t 以上

※ HFCの排出量は、著しく少ないため0%としています。

5 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標

本市の事務事業の「温室効果ガス総排出量」の削減に直接的にはつながりませんが、社会全体として削減される措置についての目標として、水使用量、紙使用量の2項目についても削減目標を設定します。

1年間で1%以上の削減を目標とし、基準年度(2013(平成25)年度)からの18年間でそれぞれ18%以上の削減を目標とします(表9)。

表9 実行計画における水使用量、紙使用量削減目標

項目	基準年度(2013(平成25)年度)	目標(2030(令和12)年度)	
	使用量	削減率	削減量
水使用量	169,472 m ³	18%以上	30,505 m ³ 以上
紙使用量	10,776,469 枚	18%以上	1,939,765 枚以上

※紙使用量は、使用頻度の高いA3、A4、B4、B5の4種類の合計枚数を対象とします。

第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

寒河江市環境基本計画の基本目標1 ゼロカーボンシティを目指すまちでは、基本施策（表10）とともに、市の取組を示しています。

表10 脱炭素社会に向けた基本施策（寒河江市環境基本計画から抜粋）

基本目標	分野	基本施策
基本目標1 ゼロカーボンシティを 目指すまち	脱炭素社会	1-1 省エネルギー化の推進
		1-2 再生可能エネルギーの普及拡大
		1-3 脱炭素地域づくりの推進
		1-4 気候変動による影響への適応

削減目標を達成するため、次に掲げる基本方針を定め、実行していきます。

- (1) 寒河江市が行う全ての事務事業について、業務の効率化を図りながら、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- (2) 計画の実効性及び推進を図るため、毎年、温室効果ガス削減結果を公表します。
- (3) 本計画の対象施設において、エネルギー使用量等に関する点検、評価又は改善を実施し、定期的に見直ししながら、温室効果ガスの持続的な削減を図ります。
- (4) 本計画について全庁的な周知徹底を図り、温室効果ガス排出抑制意識の高揚を図ります。
- (5) 外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請します。

2 具体的な取組事項

(1) 電気使用量の抑制

① 照明の適正な使用及び管理

- ◆日中の窓際の照明は、執務に支障がない限り、消灯します。
- ◆日中の廊下や階段の照明は、通行に支障がない照度が確保される場合は消灯します。
- ◆昼休み時間中や残業時は、不必要な照明を消灯し、必要な範囲のみ点灯します。
- ◆会議室、トイレ、湯沸室及び倉庫など断続的に使用する場所の照明は、使用時だけ点灯します。
- ◆特に必要のない場所は、あらかじめ照明灯を外します。
- ◆照明器具の定期的な清掃と適正な時期での交換を実施します。
- ◆照明器具及び蛍光灯は、省電力タイプのものを選定します。

- ◆毎週水曜日を「省エネルギーの日」とし、午後6時以降の事務室の消灯を推進します。

② 事務機器等の適正な使用及び管理

- ◆昼休みや外出時は、パソコンの主電源を切ります。
- ◆退庁時には、コピー機（FAX受信機を除く。）やシュレッダー等の電源を切ります。
- ◆エレベーターの作動回数を減らすため、職員は可能な限り、階段を利用します。
- ◆電気製品を長時間使用しない時は、主電源を消すか又はコンセントからプラグを抜きます。
- ◆電気ポット、冷蔵庫及びテレビなど、電気製品の台数の削減を図ります。
- ◆電気製品を新規に購入する際は、「エネルギースター」や「省エネラベリング制度」などを選定基準に加えます。

※エネルギースター

アメリカ環境保護局が、1993（平成5）年より推進しているOA機器の省エネルギー化に関する環境ラベリング制度で、日本では経済産業省が1995（平成7）年よりパソコンなどのオフィス機器を対象に「国際エネルギースタープログラム」として実施している。一般的なパソコンではアイドル時、スリープ時、電源オフ時を考慮した標準年間消費電力量の基準値を設定しており、これを満たした製品にはENERGY STARのロゴマーク表示が認められる。

※省エネラベリング制度

2000（平成12）年にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。この省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示している。

③ 清涼飲料用自動販売機の省エネルギー化

- ◆清涼飲料用自動販売機の設置更新の際は、省エネルギー型を導入するよう設置者に要請します。

(2) 庁舎等燃料使用量の抑制

冷暖房の適正な使用及び管理

- ◆冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃になるよう設定します。
- ◆冷暖房中は、適度な換気をしながら、不必要な窓の開閉を行いません。
- ◆冷暖房設備のないフロア等に通じる扉は、開放したままにしないようにします。
- ◆職員は、ノーネクタイ等で冷暖房に頼りすぎない、働きやすい服装での執務を通年で実施する「サガエコ・スタイル」を実践します。
- ◆カーテン、ブラインド、断熱フィルム等を効果的に使うことにより、冷暖房の効率化を図ります。
- ◆エアコンのフィルターを定期的に掃除します。

- ◆利用状況に応じて、冷暖房設備の稼働の見直しを行います。
- ◆冷暖房設備を設置している施設は、燃料消費量のほか、施設の将来的な管理運営について関係課と協議し、買い替え等を検討していきます。

(3) 車両燃料使用量の抑制

環境に配慮した自動車の適正な使用及び管理

- ◆急発進、急加速の禁止、早めのアクセルオフ、アイドリングストップの励行等、エコドライブを推進します。
- ◆遠距離移動の際は、公共交通機関を積極的に利用します。
- ◆ unnecessary 荷物は、車内に載せないようにします。
- ◆タイヤの空気圧、オイル等の車両点検及び整備を定期的 to 実施します。
- ◆低燃費車や電気自動車の導入を推進します。

(4) 水道使用量の抑制

節水及び水の有効利用の推進

- ◆水道の使用に当たっては、こまめに水栓を止めます。
- ◆洗剤の適量使用を徹底します。

(5) 物品の合理的な購入と使用及び管理

① 物品の節約及び長期的な使用

- ◆物品の節約と在庫管理を実施し、購入は計画的に行います。
- ◆繰り返し使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により長期的な使用に努めます。

② グリーン購入の推進

- ◆環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品の購入を推進します。

※エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるラベル。

※グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のためのマーク。古紙を原則40%以上利用した製品に表示が許されるマーク。

- ◆リサイクルが可能な製品を購入します。
- ◆詰め替え可能な製品を購入します。

③ 環境配慮契約の推進

- ◆製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした「環境配慮契約」の推進に努めます。

④ 用紙類の合理的な使用

- ◆両面印刷・両面コピーの徹底や複数ページ印刷により使用量を抑制します。

- ◆会議資料等のページ数や配布部数は、必要最低限の量とします。
- ◆タブレットや庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化及び行政事務手続のオンライン化を推進します。
- ◆外注印刷物は、特別の理由がない限り、再生紙の使用を原則とします。

(6) 職員の環境保全意識の向上

環境保全に関する研修会等への出席及び情報等の提供

- ◆環境保全に関する研修会等へ積極的に参加します。
- ◆環境保全に関する情報を庁内LAN等で提供します。

(7) 建築物の建設・管理等における配慮

① 新エネルギー設備の導入

- ◆地球温暖化の防止を始め、電力の平準化や環境・エネルギー教育の推進を図るため、太陽光発電等の新エネルギー設備（表11）の導入を推進します。

表11 新エネルギー設備

再生可能エネルギー (自然エネルギー)	太陽光発電
	太陽熱利用
	風力発電
	温度差エネルギー
	中小水力発電
	地熱エネルギー
再生可能エネルギー (リサイクル型エネルギー)	廃棄物エネルギー（発電、熱利用、燃料製造）
	その他の廃熱利用（工場廃熱、変電所廃熱等）
	バイオマスエネルギー
従来型エネルギーの新利用形態	天然ガスコージェネレーション
	燃料電池
	クリーンエネルギー自動車

② 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

- ◆建設副産物の積極的な利用を推進します。
- ◆建設副産物の発生の抑制、適正処理を推進します。
- ◆排ガス対策建設機械の使用を推進します。
- ◆施工時期や作業時間帯について可能な限り配慮します。
- ◆コンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進します。

③ 施設等の建築及び改修における配慮

- ◆施設等の建築及び改修にあたっては、用地の選定から設計・施工・運営に至るま

で、環境への影響を総合的に検討し、ZEB（高断熱等により大幅な省エネルギー化を実現し、再生可能エネルギー設備等によるエネルギーを創出することで、エネルギー消費量を正味でゼロにする）基準に適合した施設の整備を目指します。

- ◆「寒河江市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（平成26年7月制定）」に基づき、市が整備する建築物は、原則として木造化を図ります。
- ◆次の項目について可能な限り、導入を図ります。
 - ア 断熱性や採光・通風に配慮した構造、材質等
 - イ 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー機器
 - ※市有施設の照明器具について、消費電力量の少ないLED又は有機ELパネル照明を可能な限り、導入していきます。
 - ※無電源ドア設置の検討を行います。
 - ウ バイオマスや太陽光等の新エネルギー機器及び設備
 - ※市有施設に太陽光発電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、燃料電池システム（エネファーム）などの新エネルギー機器を可能な限り、導入します。
 - エ 雨水利用、地下浸透に配慮した設備等
 - オ 施設用地等の緑化（緑のカーテン）

(8) 市民、事業者との協力

- ◆地球温暖化防止への理解を得て、ごみの減量化・節水・省エネルギー等の協力を求めます。
- ◆断熱化等の住宅の省エネルギー化を目的としたリフォームに対し助成します。
- ◆住宅や事業所の省エネルギー診断の利用を呼びかけます。
- ◆次世代自動車の普及啓発や充電スポット等のインフラ整備、導入への支援を行います。
- ◆デジタル技術の導入によるペーパーレス化や事務手続きのオンライン化により、温室効果ガスの削減を図ります。
 - ア スマートフォン等でのオンライン申請や決済サービスの利用拡大のため、市民を対象としたセミナー等を継続的に開催します。
 - イ 事業者に対し、デジタル技術活用拡大のために様々な支援を行い、産業分野におけるデジタル化の推進を図ります。
- ◆市民・事業者の再生可能エネルギーの設備導入を支援します。また、市域内への導入の可能性を検討します。
- ◆立地適正化計画の策定や都市計画マスタープランの見直しを行い、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりを推進します。
- ◆観光客向けレンタサイクルの整備とともに、自転車と公共交通機関を乗り継ぎ利用する「サイクル&ライド」を推進します。

第6章 実行計画の推進・点検及び公表

1 推進体制

(1) 寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会

寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、副市長を委員長とし、市長が任命した委員（課長等とする。以下「推進委員」という。）をもって組織し、計画の推進、改定及び実施結果の公表を行います。

(2) 寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進幹事会

寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進幹事会（以下「幹事会」という。）は、委員長より任命された職員をもって組織し、実行計画の進捗状況を分析及び点検し、推進委員会の指示により、目標達成に向けて必要な施策を検討します。

(3) 推進委員会及び幹事会の庶務

推進委員会及び幹事会の庶務は、総務課で行います。

2 実施状況の点検評価

(1) 実施状況の評価

推進委員会は、実行計画の進捗状況について、年1回評価を行います。

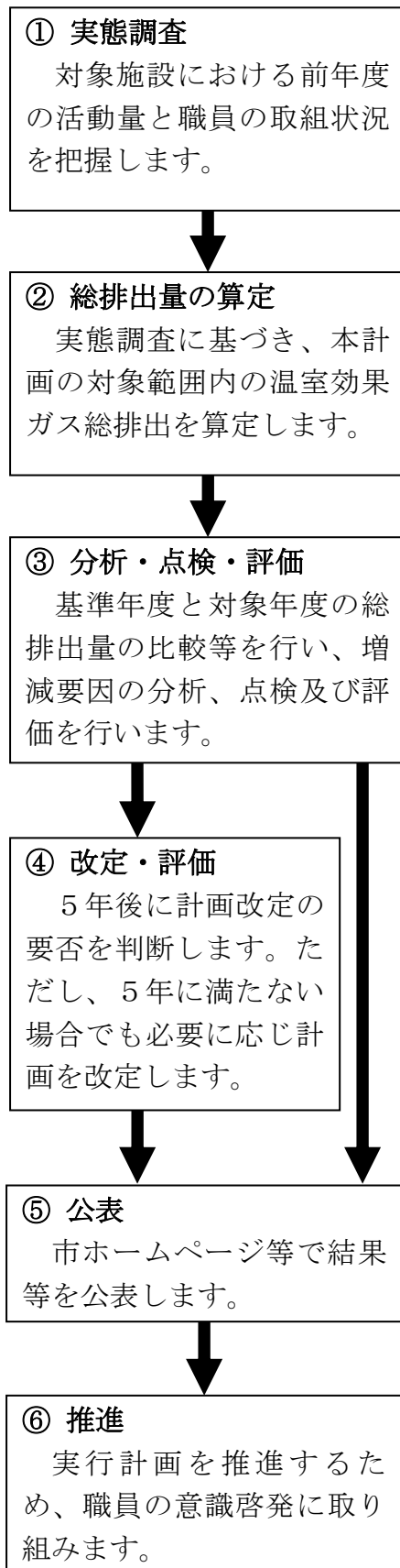
(2) 実施状況の点検

幹事会は、実行計画の進捗状況を推進委員会に報告するため、必要に応じ、進捗状況の点検を行います。

3 推進状況の公表

計画の実施状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量等については、市ホームページ等により、毎年公表します。

4 実行計画作業フロー



温室効果ガス総排出量の算定に係る活動量や取組の実施状況等を毎年度把握します。

把握する方法は、事務局が作成する調査票を各施設等担当者が記入し、提出する方法で行います。

調査票の回収が済み次第、事務局は、その内容に基づいて温室効果ガスの排出量を施設等毎に算定します。総排出量の算定結果は、幹事会へ報告します。

幹事会は、事務局から報告された温室効果ガスの排出状況について、分析及び点検を行い、その結果を推進委員会に報告します。

分析及び点検は、当該年度と前年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析して行います。

推進委員会は、幹事会より提出された分析及び点検結果についての評価を行います。

推進委員会は、5年後に計画の成果と課題を踏まえ、改定の要否（一部改定又は全部改定）を判断し必要に応じて実施しますが、5年に満たない場合であっても分析及び点検結果により改定の必要性が認められた場合は、幹事会に目標達成に必要な施策の検討を指示し、改定（案）の提出を求めます。

推進委員会は、幹事会より提出された改定（案）の評価を行い、次年度の取組方針に反映します。

本計画の内容、実施状況、計画改定に関する事項等は、市ホームページ等を通じて市民に公表します。

職員の意識啓発に係る取組として、庁内LANを活用した情報提供や地球温暖化対策に関するセミナーへの参加を促します。